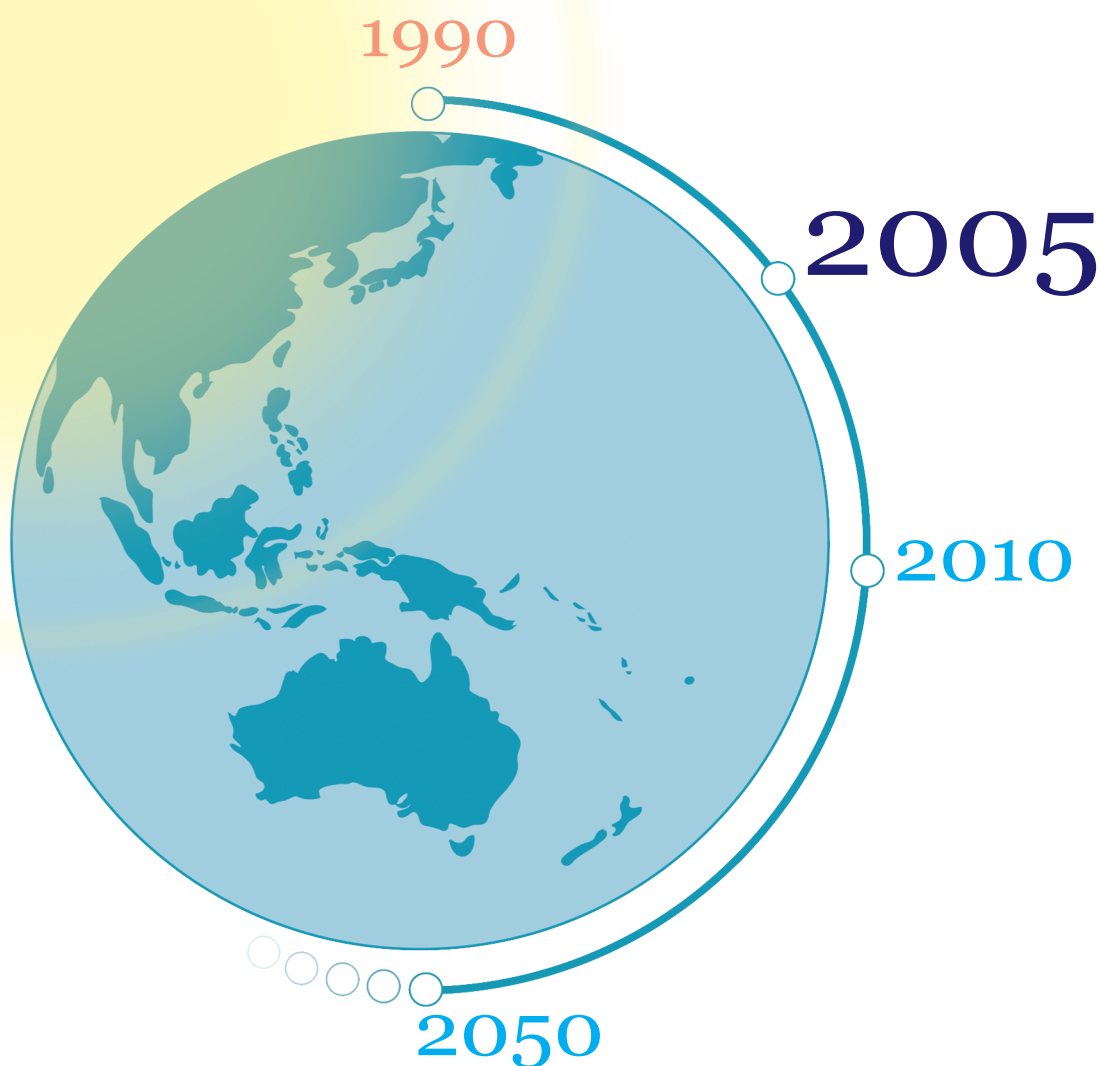


東京都環境確保条例

「地球温暖化対策計画書制度」

100年後の地球と人類の存続をかけて



環境局ホームページ

東京都環境局 都市地球環境部 環境配慮事業課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎8F

電話：03-5388-3597 FAX：03-5388-1380

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp> eメール ondanka@kankyo.metro.tokyo.jp

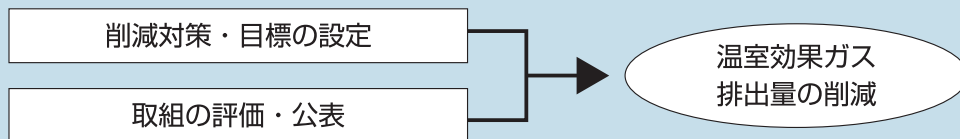
平成18年度改訂版



制度の目的

温室効果ガスの排出量の大きい事業所を対象とした温室効果ガス排出量の削減

この制度は、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所を対象に、地球温暖化対策計画書の提出・評価・公表により、事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制を進め、地球温暖化の防止を図ることを目的としています。

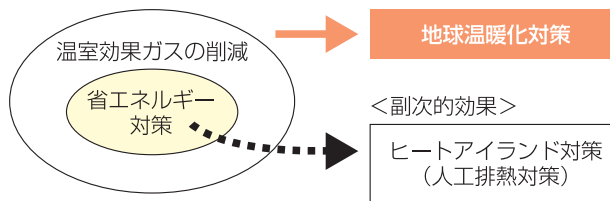


<制度の基本的考え方>

温暖化対策に積極的な事業者の取組が社会的に評価されるしくみ

都の指導・助言と評価・公表により、事業者の取組をより高い水準へ誘導するしくみ

地球温暖化対策は、都市の温暖化（ヒートアイランド）対策にもつながります。



対象者（「温室効果ガスの排出量の大きい事業所」とは）

◆ エネルギー使用量が次に該当する事業所を設置または管理する方が対象です。

● 燃料、熱、電気の使用量を原油に換算した合計の量が、**年間1500kℓ以上**の事業所

*熱、電気は、他人から供給されたものに限る。また、再生可能エネルギーを変換して得られたものは除く。

*対象要件改正前に、任意で「地球温暖化対策計画書」を提出した事業者は、対象要件改正により新たに計画書提出義務がかかっても、改めて計画書を提出しなおす必要はありません。

<対象事業所のイメージ>

鉱業・製造業等の工場、清掃工場、地域熱供給事業者、上下水道施設、オフィスビル（テナントビルを含む）、デパート、ホテル、病院、学校、庁舎、計算センター（電算ビル）、ホール・劇場、その他研究施設など

*国や自治体の公共施設を含みます。

*電気供給事業者の発電施設については、本制度ではなく、『エネルギー環境計画書制度』（環境確保条例）の対象となります。



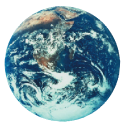
対象規模未満の事業所も「地球温暖化対策計画書」を提出できます。

- 中小規模の事業所
- コンビニやスーパーなど



地球温暖化対策計画書を提出

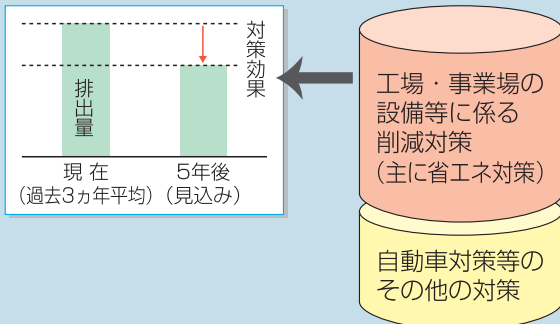
地球温暖化への取組をアピール



制度の主なポイント

対策と目標の計画方法

- 投資回収年数が短い対策は、必須の対策として、基本的に計画、実施
- 対策の積み上げによる削減量を目標として設定



都によるバックアップ(指導・助言等)

- 計画書の作成から実施までサポート
- 計画策定に役立つ資料を提供
 - ・対策の選定時に活用できる「点検表」
 - ・代表的な対策の概要、削減量の算出方法等について示した「削減対策事例集」
- 指導、助言等の実施

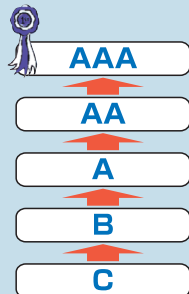
計画策定時	追加削減対策の提案 など
計画期間中	現地確認 対策実施方法等に関する助言 新たな削減対策の提案 など
- 相談窓口の設置等
 - ・地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介



計画書等の評価

- 都は「評価基準」に基づき評価
 - ・目標設定や削減結果について統一した基準で評価
 - ・計画書、中間報告書、結果報告書の評価
 - ・実績が特に優れた事業所は「表彰」

地球温暖化対策に積極的な事業者を評価



段階評価

- ①実効性ある設備の省エネ対策の計画化と実施を評価
- ②設備の省エネ対策の効果と総量削減を評価
- ③自動車対策等その他の幅広い対策も加味して総合評価

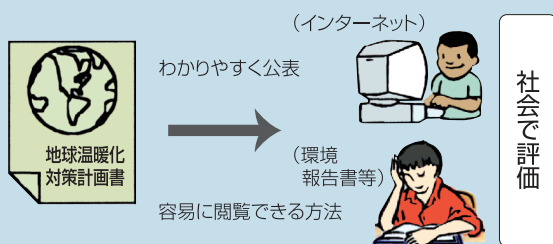
過去の取組も評価

- ①過去に基本的な対策をすべて実施していれば、取組み済みとして評価
- ②過去3カ年度以内に積極的な対策を実施していれば、計画期間中の対策実施と同等に評価

計画書等の公表

- 事業者による公表
 - ・計画書や実施状況
- 都による公表
 - ・事業者から提出された計画書等
 - ・事業者全体の取組状況等の一覧
 - ・評価結果

*温暖化対策に積極的に取り組む事業者が「社会・市場で評価」される仕組み

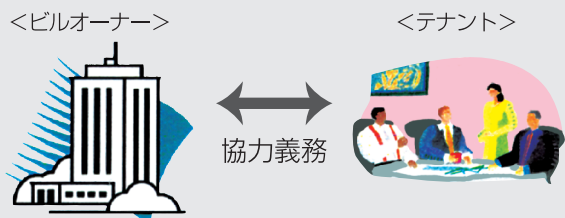


テナント対策の強化

- テナントビル（賃貸ビル）は、ビルオーナーがビル全体の温暖化対策計画を立案し、推進

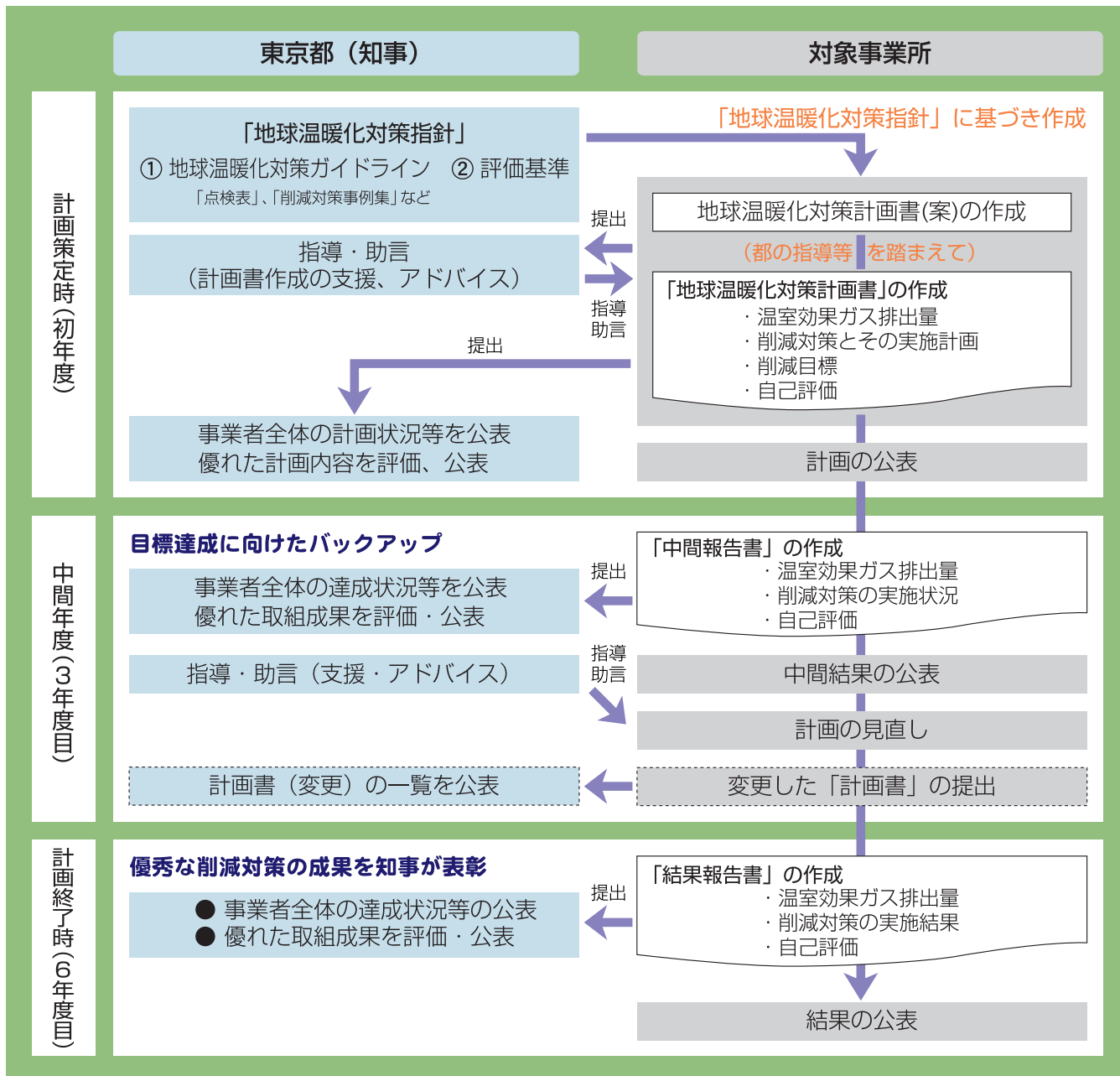
・テナント：オーナーが作成する計画への協力義務（大規模なテナントは、自らの取組内容を計画化）

ビルオーナーとテナント双方が対策を推進





手続きの流れ



Point 「対象事業所」に該当したら

年度	計画の作成	実施状況の報告	内容	説明
初年度	4月末		「排出概況確認書」の提出※・公表 ※提出期限は、平成18年度のみ5月末まで	前年度のエネルギー使用量と温室効果ガス排出量(概況)を報告
	8月末		「地球温暖化対策計画書(案)」の提出	基準年度の温室効果ガス排出量と、5年間の削減計画の案を作成・提出
	12月末		「地球温暖化対策計画書」の提出・公表	都の指導助言を踏まえて、計画書を作成・提出 ※都が評価・公表
2年度目		6月末	「排出状況報告書」の提出・公表	前年度までの温室効果ガス排出量と対策の取組状況を報告
3年度目(中間年度)		6月末	「中間報告書」の提出・公表	前年度までの温室効果ガス排出量と計画の達成状況について報告 ※都が評価・公表
		(12月末)	(変更した「地球温暖化対策計画書」の提出・公表)	中間報告書提出後に行う計画の見直しや都の指導等を踏まえて作成
4・5年度目		6月末	「排出状況報告書」の提出・公表	前年度までの温室効果ガス排出量と対策の取組状況を報告
6年度目		6月末	「結果報告書」の提出・公表	前年度までの温室効果ガス排出量と計画の達成状況について報告 ※都が評価・公表



地球温暖化対策計画書の作成

計画書提出までの流れ

「排出概況確認書」 (対象であることを確認)

基準排出量の算出

エネルギー使用量等から「基準排出量※1 (過去3カ年度平均)」を算出

※1 計画時点での標準的な排出量。計画期間内における温室効果ガス排出量の推移を確認する際の基準となる。

方針策定

地球温暖化対策の推進についての基本方針を策定

推進体制の整備

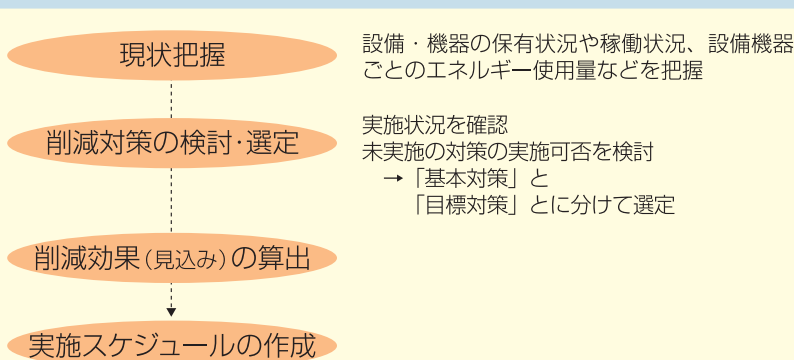
推進体制を構築

- ・対策の統括マネージャーの選任 (総務・財務・環境部署の責任者。必須。)
- ・テクニカルアドバイザーの選任 (技術面から関与)

1

削減対策の設定

「工場・事業場の設備等に係る削減対策」の選定



<都提供の基本資料>

基本対策一覧※2

点検表

削減対策事例集

2

※2 地球温暖化対策指針の別表第4

削減目標の設定等

「工場・事業場の設備等に係る削減目標」を設定

- 『計画削減率』の設定
 「基本対策・目標対策の実施により見込まれる削減量の合計」
 「工場・事業場の設備等に係る基準排出量」
- 『目標削減率』の設定
 「目標対策の実施により見込まれる削減量」
 「工場・事業場の設備等に係る基準排出量」

【その他事項】

「自動車等に係る削減対策」の選定

その他の温暖化対策の選定

計画期間の終了年度における総排出量の見込み※3

※3 選定した削減対策や事業活動の変動等を勘案

計画書の作成・提出

計画書(案)の作成・提出

都の指導・助言

計画書の作成・提出

3

1 「地球温暖化対策の推進体制」の整備

地球温暖化対策を効果的に推進するために

選任するもの	役割	要件
地球温暖化対策 統括マネージャー	統括責任者	・総務、財務、環境等の部署の責任者（設備投資を伴う削減対策の実施についての判断等が行えるもの） ・都が行う地球温暖化対策管理者講習会を受講したもの
地球温暖化対策 テクニカル アドバイザー※1	技術的助言を継続的に 行い、具体的な削減対策の実施を促す	・都が開催する地球温暖化対策管理者講習会を修了した者 ・「省エネルギー診断」※2を行うことができ、一定の資格※3を有する者

＜主な事項＞

- 計画書等の作成
- 削減対策の実施・進行管理
- 削減対策の効果の確認・検証
- 削減対策の見直し



- ※1 都に登録した「地球温暖化対策ビジネス事業者」等に委託することも可能
- ※2 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に掲げる判断基準を満たす「省エネルギー診断」をいう。
- ※3 一級建築士、技術士（一部の部門に限る）、エネルギー管理士、建築設備士

＜より高い評価を得るために＞ 「地球温暖化対策テクニカルアドバイザー」の選任は義務ではありません。ただし、選任した場合には、技術的に一定レベル以上の計画となることが見込まれます。

2 「削減対策」の選定

※削減量が10トン又は削減率が0.1%以上のものは必ず計画書に記載

対策分類	概要	要件
対策① 工場・事業場の設備等に 係る削減対策	[基本対策] 「基本的に取り組むべき対策」として都が指針で定めるもの	● エネルギー消費設備・機器の運用改善に係る一般的な対策（運用対策） ● 投資回収年数が概ね3年以内の一般的な対策（設備導入等対策）
	[目標対策] 「積極的に取り組む対策」（基本対策以外の対策）	● 基本対策以外の省エネ対策 ● 事業所の独自対策、先進的な対策 ● エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガス削減対策など
+		
対策② 自動車等に係る削減対策	・ 事業所の事業活動に伴い使用される自動車等に関する削減対策	低燃費車の導入など
対策③ 事業所内で実施するその他の削減対策	・ 上記①②以外で事業所内で実施する対策	廃棄物の削減や、物流対策、電力の環境価値の保有等
対策④ 事業所外で実施する削減対策	・ 当該事業所以外で実施する対策（都内外を問わない）	中小規模の事業所での対策や、植林・緑化対策等

＜より高い評価を得るために＞ 対策①・・・都による評価の重点事項となります。対策②～④・・・「表彰対象」事業者選定の際に考慮されます。

3 「計画書」の記載事項

- ◆ 事業者の概要
- ◆ 対策推進に関する基本方針
- ◆ 推進体制
- ◆ 温室効果ガスの基準排出量（過去3カ年度平均）
- ◆ 削減対策
- ◆ 削減目標
- ◆ その他の地球温暖化対策
- ◆ 削減対策の実施スケジュール
- ◆ その他、添付書類など

公表事項
(計画期間の終了日まで公表)

テナントビルの場合

次に該当するテナント等は、別途「テナントとしての地球温暖化対策」を作成し、オーナーが提出する計画書に添付してください。

- 1テナントで対象規模要件に該当するテナント
- 1テナントのみで建物床面積の大部分を使用しているテナント

＜より高い評価を得るために＞ オーナーとテナントが協力して、困難な削減対策に取り組む場合、その対策はより高く評価する目標対策として扱われます。



都による評価・公表

【評価の2つの視点】



削減対策の
取組の程度

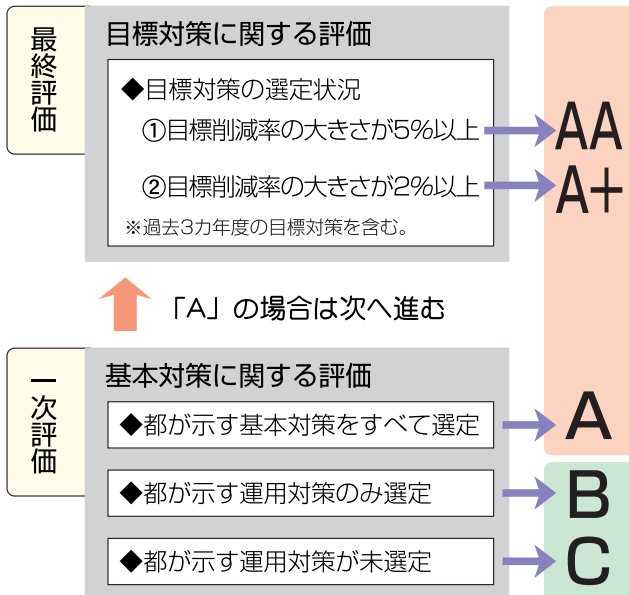
工場・事業場の
設備等に係
る対策につ
いて評価



総量
削減率

工場・事業場
に係る総排
出量の削減
量について
評価

計画書の評価



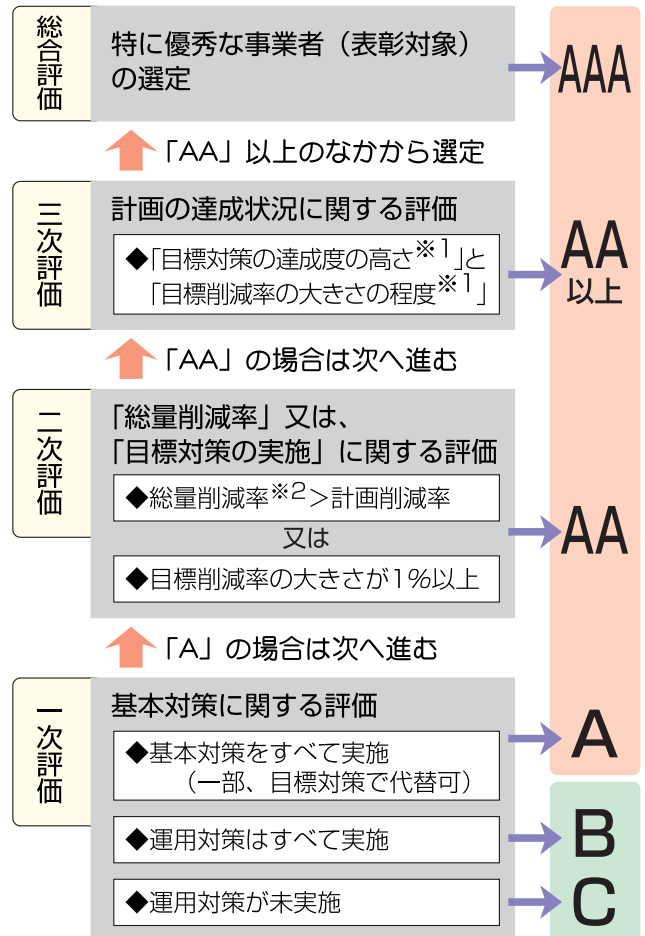
【過去の取組も評価】

- ・過去に基本対策に相当する対策の実績がある場合は、取組み済みとして評価します。
- ・過去3カ年度以内に目標対策に相当する対策の実績がある場合は、計画期間中の目標対策実施と同等に評価します。

【中間報告書の評価】

中間報告書についても評価を行います。

結果報告書の評価



※1：「目標対策の達成度の高さ」と「目標削減率の大きさの程度」は、専門委員会が別途定める基準で評価

※2：「工場・事業場の設備等」に係る5年度目の排出量 / 「工場・事業場の設備等」に係る基準排出量

表彰対象の選定（視点）

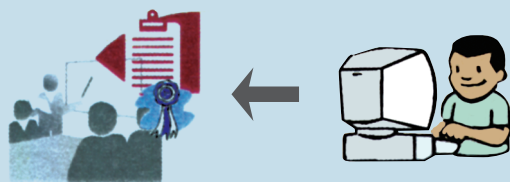
- 総量削減率の大きさ
- 目標対策の達成度や目標削減率の大きさ
- 推進体制



- 自動車対策等のその他の対策の取組状況
- その他、対策の推進に関する事項

評価結果の公表

「A」評価以上の事業者を「優良」事業者として公表



*地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者が「社会・市場で評価」される仕組み

環境確保条例（抜粋）：「地球温暖化対策計画書」制度

条 例

第2章 環境への負荷の低減の取組

第1節 事業活動における環境への負荷の低減 (都内温室効果ガス排出状況の公表)

第5条の2 知事は、毎年、都内における温室効果ガスの総排出量の状況を公表するものとする。

(事業者等との連携及び情報提供)

第5条の3 知事は、事業者、事業者で構成する団体等と連携して、温室効果ガスの排出の抑制のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための知見及び技術の普及を図るため、情報の提供その他の措置を講じるものとする。

(地球温暖化対策指針の作成)

第5条の4 知事は、事業活動に伴い温室効果ガスの排出を行っている事業者（以下「温室効果ガス排出事業者」という。）が、地球温暖化の対策を推進するための指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第5条の5 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

2 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化の対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備に努めなければならない。

3 温室効果ガス排出事業者は、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する温室効果ガスの排出の抑制のための対策の推進について、協力するよう努めなければならない。

(排出概況確認書の作成等)

第5条の6 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所（第9条の2第2項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）として規則で定めるものを設置し、又は管理している温室効果ガス排出事業者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、毎年度、前年度の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の概況を記載した書面（以下「排出概況確認書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第7条の2第1項の排出状況報告書、第7条の3第1項の中間報告書又は第7条の5第1項の結果報告書を提出することとなる年度においては、この限りでない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第6条 前条の規定により排出概況確認書を提出し、又は第7条の5第1項の規定により結果報告書を提出した地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況並びに規則で定める計画期間（以下この節において「計画期間」という。）における温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）の案を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者が設置し、又は管理する事業所の一部を使用して事業活動を行う地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、当該地球温暖化対策事業者が前項の規定により行う地球温暖化対策計画書の案の作成に協力しなければならない。

3 地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき作成した地球温暖化対策計画書の案を、規則で定めるところにより、知事に提出することができる。

4 知事は、第1項又は前項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した事業者（以下「計画書案提出事業者」という。）に対し、当該地球温暖化対策計画書の案の内容について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

5 前項の規定による指導又は助言を受けた計画書案提出事業者は、地球温暖化対策計画書の案について、当該指導又は助言の内容を勘案して検討を加え、地球温暖化対策計画書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

6 知事は、第1項又は第3項の規定により提出された地球温暖化対策計画書の案の内容について指導及び助言をする必要がないと認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を計画書案提出事業者に通知するものとする。この場合においては、当該地球温暖化対策計画書の案を前項の地球温暖化対策計画書とみなし、第1項又は第3項の規定による提出を前項の規定による提出とみなす。

(地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進)

第7条 地球温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、当該地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策を推進するものとする。

2 地球温暖化対策事業者が設置し、又は管理する事業所の一部を使用して事業活動を行う地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、当該地球温暖化対策事業者が前項の規定により推進する地球温暖化の対策について、協力するものとする。

(排出状況報告書の作成等)

第7条の2 計画書提出事業者は、地球温暖化対策計画書を提出した年度（以下「開始年度」という。）の翌年度から計画期間の終了する年度まで、毎年度、開始年度から前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化の対策の進捗状況等を記載した報告書（以下「排出状況報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、次条第1項の中間報告書を提出することとなる年度においては、この限りでない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による排出状況報告書の作成について準用する。

(中間年度における地球温暖化対策計画書の見直し)

第7条の3 計画書提出事業者は、計画期間の中間年度として規則で定める年度に、開始年度から中間年度の前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化の対策の結果を記載した報告書（以下「中間報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の中間報告書の作成について準用する。

3 知事は、中間報告書を提出した計画書提出事業者に対し、当該中間報告書の内容を勘案し、地球温暖化対策計画書の内容について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

4 中間報告書を提出した計画書提出事業者は、地球温暖化の対策の一層の推進を図るため、次に掲げる事項を勘案して、地球温暖化対策計画書の内容について必要な見直しを行うものとする。

- 一 中間報告書の内容
- 二 前項の規定による指導又は助言（当該指導又は助言を受けたときに限る。）

5 第7条第2項の規定は、前項の規定により見直しが行われた地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進について準用する。

6 計画書提出事業者は、地球温暖化対策計画書の内容のうち、規則で定める事項について変更をしたときは、当該変更後の地球温暖化対策計画書を、中間報告書の提出後、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(計画の中止)

第7条の4 事業活動の縮小若しくは廃止により温室効果ガスの排出の量が相当程度少なくなった者又は事業活動の内容の変更に伴い温室効果ガスの排出に係る施設、設備等の状況が著しく変更された者として規則で定める計画書提出事業者は、規則で定めるところにより、地球温暖化対策計画書の内容に関し、中止を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請を承認することができる。

3 知事は、前項の規定による承認をしたときは、第1項の規定による申請をした計画書提出事業者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた計画書提出事業者は、当該通知の日以降、第1項の規定により中止を申請した地球温暖化対策計画書に係る排出状況報告書及び中間報告書の提出を要しない。

(結果報告書の作成等)

第7条の5 計画書提出事業者は、計画期間の終了の日又は前条第3項の規定による通知を受けた日から規則で定める日までに、開始年度から前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化の対策の結果を記載した報告書（以下「結果報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による結果報告書の作成について準用する。

(地球温暖化対策計画の公表化対策計画の公表)

第8条 地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者は、次に掲げる書面を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

- 一 第5条の6の排出概況確認書
- 二 第6条第5項の地球温暖化対策計画書（同条第6項の規定により地球温暖化対策計画書とみなされた地球温暖化対策計画書の案を含む。）
- 三 第7条の2第1項の排出状況報告書
- 四 第7条の3第1項の中間報告書
- 五 第7条の3第6項の規定による提出に係る変更後の地球温暖化対策計画書
- 六 前条第1項の結果報告書

2 知事は、前項各号に掲げる書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策計画書の評価)

第8条の2 知事は、前条第1項第2号及び第4号から第6号までに掲げる書面の提出があったときは、その内容について、地球温暖化対策指針に基づき、評価するものとする。

2 知事は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を計画書提出事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による評価において、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成状況等が優良であると認める計画書提出事業者について、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表するものとする。

4 知事は、中間報告書又は結果報告書の内容に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は目標の達成状況等が特に優良であると認める計画書提出事業者について、表彰することができる。

(指導及び助言)

第8条の3 知事は、計画書提出事業者の地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして不十分であると認めるときは、当該計画書提出事業者に対し、地球温暖化の対策の推進のための措置に係る事項について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第9条 知事は、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

- 一 第5条の6又は第6条第1項の規定による提出をしなかったとき。
 - 二 第6条第5項、第7条の2第1項、第7条の3第1項若しくは第6項又は第7条の5第1項の規定による提出をしなかったとき。
 - 三 第8条第1項の規定による公表をしなかったとき。
 - 四 正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、地球温暖化対策指針に照らして、地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であるとき。
- 2 知事は、前項第4号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。